



太田川森林組合情報誌

# 林友

平成29年3月31日

第10号

太田川森林組合

〒731-3664 安芸太田町大字上殿261番地  
TEL0826-28-2244 FAX 0826-28-2041  
e-mail otagawa@mocha.ocn.ne.jp

常日頃より組合の事業推進につきましては、格別のご支援・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成28年度の事業も昨年12月で終わることができました。いろいろお世話になりました。役職員一体となって取り組んだ結果、今年度は事業利益を少し上げることができました。

「TPP事業(正式名称合板・製材生産性強化対策事業)が昨年の7月に内示があり、林業専用道については、加計の月の子から温井にかけての高果東山馬頭線312m、松原北線219mを開設することができました。本年度は引き続き2路線452mを開設予定しています。

これらの基幹道をもとに、集約化した森林を中心に森林作業道等の路網整備を行い、利用間伐、未利用材の搬出を推進してまいります。

また、エネルギーの地産地消ということで、国のほうでは、固定価格買取制度(FIT)が開始され、間伐材等由来のバイオマス発電2000KW未満については、より有利な売電価格が設定されました。

当組合としましては、今年度から2～3年をかけて小規模バイオマス発電所を誘致し、バイオマス発電用の燃料チップを供給したいと思ひます「地方創生」で地域に活力を見出したいと思ひます。

木材価格の低迷等で森林所有者の経営意欲が減退している現状を少しでも改善できればと思ひます。

また、この事業は長期にわたり燃料用チップを提供する必要がありますので森林経営計画の策定を行政や関係団体と協力しながら樹立し、間伐、皆伐、再造林事業を積極的に進めていく必要があります。

したがって、これまで以上に組合員皆様との信頼関係が必要となり森林施業プランナーの役割が重要となります。

現在6名のプランナーがいますが、まだまだ未熟のところがありますので、更に経験を積んで信頼されるプランナーに育てていきたいと思ひます。

組合員皆様から信頼される事業を実施してまいります。

「当組合の基本理念として」

組合員のための組合として、努力することはもちろん、森林の有している多面的な機能を持続的に発揮させるため、森林経営計画を樹立し、地域の森林管理の主体としての役割を果たすことを基本理念としていきたいと思ひます。

今後共、組合員の皆さまのご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願ひします。

代表理事組合長 佐々木 徹

# 当該事業年度及び直前3事業年度の事業成績及び損益の状況

No.2

(単位 円)

事業区分		年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
						(当期)	
一般事業	指導事業	収 益	23,524	5,593	1,530,463	5,000	
		費 用	1,011,363	1,239,343	1,980,783	1,560,559	
	販売事業	収 益	60,089,433	82,586,038	29,059,578	86,639,806	
		費 用	47,298,543	71,842,946	24,716,352	67,507,741	
	加工事業	収 益	53,863,231	50,758,747	55,102,264	67,386,696	
		費 用	54,655,052	51,241,039	53,587,835	63,395,123	
	森林整備事業	収 益	420,591,890	418,020,355	331,564,224	347,378,729	
		費 用	368,929,603	332,893,067	252,295,389	269,875,387	
	事業総利益			62,673,517	94,154,338	84,676,170	99,071,421
	事業管理費			81,714,166	94,484,096	90,459,607	97,680,699
	事業利益			△ 19,040,649	△ 329,758	△ 5,783,437	1,390,722
	事業外損益	収 益		3,868,910	7,615,289	2,294,899	3,534,814
費 用			1,113,228	2,305,244	1,562,904	2,579,383	
経常利益			△ 16,284,967	4,980,287	△ 5,051,442	2,346,153	
特別損益	収 益		4,837,143	20,970,185	7,833,333	2,892,593	
	費 用		419,276	21,874,290	4,193,132	1,392,373	
税引前当期利益			△ 11,867,100	4,076,182	△ 1,411,241	3,846,373	
法人税及び住民税、事業税			456,500	460,000	460,000	460,000	
当期剰余金			△ 12,323,600	3,616,182	△ 1,871,241	3,386,373	
前期繰越剰余金			4,279,662	0	2,892,182	1,020,941	
当期末処分剰余金			△ 8,043,938	3,616,182	1,020,941	4,407,314	

## 組合員の状況

(単位 人)

資格区分	前期末	新規加入	重複統合	任意脱退	当 期 脱 退				当期末
					資格喪失	死亡又は解散	除名	合計	
正組合員	2,916	1	1	4	0	11		11	2,901
准組合員	117			1				0	116
合計	3,033	1	1	5	0	11	0	11	3,017

## 運営の基本方針

総括	<p>管内は総面積の88%を森林で占めており、そのうち人工林率が49%と県平均を上回っている状況です。こうした人工林資源が成熟していく中で効率的な間伐を実施していくことが喫緊の課題であり、利用間伐事業は組合事業の要となっているところです。</p> <p>今年度から2～3年かけて小規模バイオマス発電所を誘致し、バイオマス燃料の供給を計画しています。</p> <p>この事業は長期にわたりチップを提供する必要がありますので、森林経営計画の策定を行政や関係団体と協力しながら樹立し、間伐、皆伐、再造林事業を積極的に取り入れます。</p> <p>路網整備の遅れ、木材価格の低迷による森林所有者に還元されにくい状況等いろいろありますがしっかりと検討して実施していきます。</p> <p>次に、間伐材、主伐材の集出荷体制を、昨年に引き続き本所を中間土場として活用し、仕分けした材を直送販売するなど木材の安定供給体制を構築するとともに、地産地消による、木質バイオマス（森林系バイオマスの収集・加工・販売）の有利販売のための事業展開を図って参ります。</p> <p>又、従業員の安全衛生教育の徹底を図り、安全で無災害の職場作りを実践し安心して就労のできる職場環境づくりに努力して参ります。</p> <p>関係諸機関の一層のご指導ご高配と組合員各位のご理解ご協力を頂きますようお願い致します。</p>
経営計画・指導部門	<p>森林経営計画の作成や提案型集約施業の組織的な実行体制づくりに努めます。</p> <p>施業団地の調査設計や森林所有者の取りまとめを行うプランナーの育成を行います。</p> <p>今年度も「ひろしまの林業」「林業新知識」を総代各位並びに林業関係者に配布し情報の提供を行います。</p> <p>組合情報誌「林友」を発行し身近な情報を提供します。</p>
販売部門	<p>林産事業においては、利用間伐（列状間伐と定性間伐）の効率化を図るとともに、急峻な地形では架線による集材を検討し、組合員に還元できるプランを提示し事業拡大に努めます。</p> <p>受託林産・買取林産事業にも積極的に取り組み、素材生産取引量の増大に努めます。今年度の木材の生産計画目標を10,000㎥の取り扱いとします。そのうち3,000㎥を中間土場で仕分けし、有利に販売するため直送するなど木材の安定供給体制を確立します。</p>
加工部門	<p>温井工場については、県産間伐材製品の販路拡大に努めます。</p> <p>木質バイオマス事業の、C材、未利用材等についての取扱目標は、4,000tとし、チップ加工し、乾燥燃料300t、発電用燃料3,700tを生産し、いこいの村ひろしま、ウッドワン、益田原木に販売します。</p>
森林整備部門	<p>1. 森林整備事業</p> <p>次世代林業基盤づくり事業による林業専用道を今年度2路線452m開設予定。これらの基幹道を基に、低コスト林業団地内の集約化した森林を中心に森林作業道等の路網整備を行い、利用間伐、未利用間伐を推進して参ります。</p> <p>又、販売事業に定めた目標の出材を行うためには、皆伐事業地の確保、間伐面積の確保、未利用材事業地確保が不可欠であるため、役職員一体となって切磋琢磨し目標達成に努力します。</p> <p>又、森づくり県民税による森林整備事業などの、事業拡大に努めます。</p> <p>2. 利用事業</p> <p>林業機械、車両等の有効利用を図り、コスト面の削減に努めます。</p> <p>3. 購買事業</p> <p>建築用構造材について、木材建築の良さをアピールし、地域材の需要拡大に努めます。建材、資材、住宅機器については、より良い商品を供給して事業量の拡大に努めます。</p>

## 山林の手入れをしてみませんか

人工的に植林した樹木は野菜と同じで手入れを怠ると立派な樹木にならないとともに、林床の裸地化が進み土地がやせるばかりでなく、最悪の場合崩壊を起こすことがあります。

組合員の皆様、今一度自分の森林の状態を把握され、手入れをしていただきたいと思います。

**補助金制度により行える作業は次のとおりです。(森林経営計画を立てている森林が条件です)**

- ①下刈…植栽後5ヶ年もしくは5回
- ②除間伐…植栽後15年～25年まで（伐採率 20%以上）（補助金枠が少ないため、協議が必要です）
- ③雪起…1年～15年
- ⑤枝打…植栽後11年～30年 2m・4m（補助金枠が少ないため、協議が必要です）
- ⑥利用間伐…ha 当り 10m<sup>3</sup>以上の搬出（実施面積が5HA 以上）
- ⑦保育間伐…11年～（林齢によって採択条件あり）

### 事業を行う場合の注意事項

**除伐**…雑草の刈高は出来るだけ低く、植栽木の20%は伐倒すること。

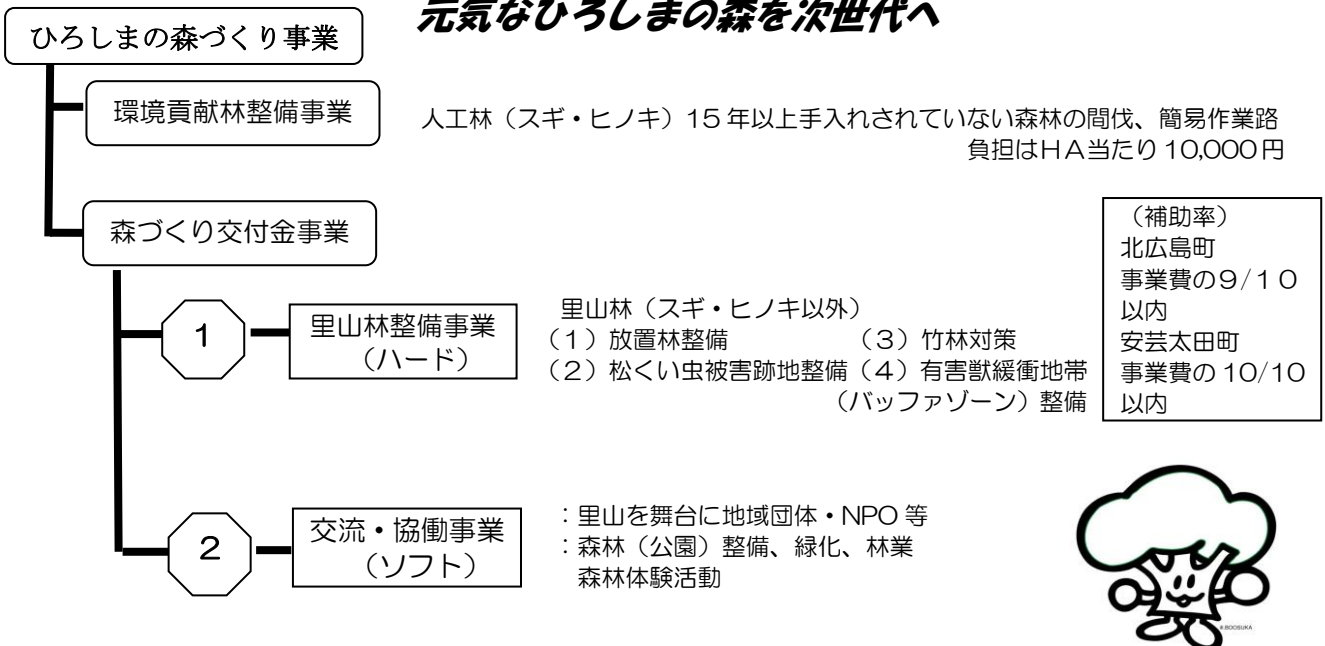
**枝打**…不良木は枝打しないこと。枝打ちの高さは、ビールピンの太さが目安です。

### 各補助金及び負担金の目安

HA 当り

事業名	補助金	個人負担金（山毎で異なる）
下刈 灌木の伐倒	110,000 円	25,000 円～ 36,000 円
除伐 灌木の伐倒 植栽木の20%伐倒	119,000 円	53,000 円
枝打 成立本数1,500本 2m打	105,000 円	30,000 円
枝打 成立本数1,500本 4m打	267,000 円	43,000 円

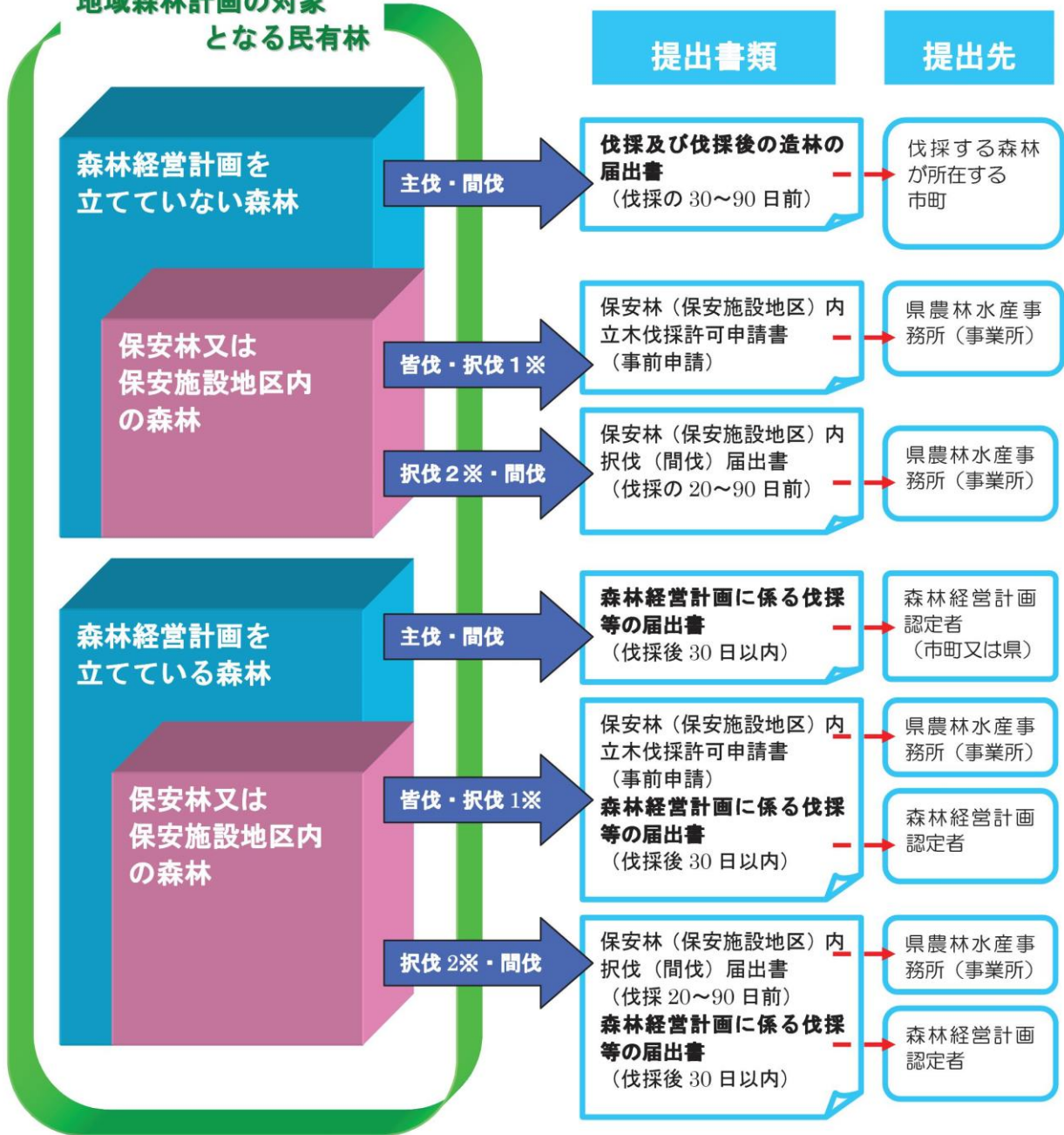
## 元気なひろしまの森を次世代へ



ひろしまの森づくりキャラクター

森林の伐採が適切に行われる為に、確認（手続き）が必要です、まずは太田川森林組合にご相談ください。

地域森林計画の対象となる民有林



※択伐1：植栽義務のないもの  
 ※択伐2：植栽義務のあるもの

●伐採届の届出者について

伐採する者（＝立木に対して権原を有する者）と、造林を行う者（＝主に森林所有者）が異なる場合は、連名での届出が必要です。伐採跡地の放置を阻止し、その適切な更新を目的としているためです。

（例）伐採業者が立木を買い受けて伐採する場合など

●保安林の確認について

伐採しようとしている山林が保安林であるかどうかは、保安林台帳で確認する必要があります。詳しくは、県農林水産事務所（事業所）林務（第一）課、県森林保全課までお問い合わせください。



# 山林を伐採しませんか？

木材価格の低迷等により林業が厳しい局面のなか再造林経費の負担が難しい等から主伐を控える所有者も多く、県産材の需要ニーズが高まる中で県産材安定供給の懸念材料になっています。

また近年、新たに造林される人工林面積が急減しており、伐採されても跡地に再造林が行われない「造林放棄地」が増加する等、現状のまま推移すると資源の循環利用が困難になることが懸念されます。

このため、伐採可能な森林において「伐って・植えて・育てる」資源の循環利用を促進し、持続的な林業経営の確立とともに、森林の公益的機能の維持発揮を図る取組を行っています。

## ☆ 主伐候補地

山林所有者の皆様から候補地の情報をお願いします。

## ☆ 立木評価

山林所有者の了解を得て、森林プランナーによる森林の評価をさせていただき「森林プラン書」を作成し、提案させていただきます。

## ☆ 伐採

山林所有者の同意を得て、立木購入又は委託契約により伐採、搬出を行います。

## ☆ 主伐材の搬入・販売

原則として広島林産中市の土場に搬入、市売りします

## ☆ 再造林の実施

広島県西部地区森林再生協議会が再造林、下刈保育を実施します。

(山林所有者の負担金は徴収しません)HA2, 000本植(樹種については所有者と協議)

## ☆ 助成金の申請・受理

県からの造林補助金の申請には所有者の協力をお願いします。

# 林地残材を搬出しませんか？

町では林地残材を搬出し、チップ化してバイオマスボイラーの熱源として利用する事業に取り組んでいます。

あなたの山林で手入れがされていない山、近くで山林を間伐され切り捨てになっている山があれば、間伐した林地残材を太田川森林組合が指定した土場まで搬出ませんか。

## ☆搬出（出荷）先：太田川森林組合

林地残材1立方メートルあたり6,000円でハートフル券で購入します。

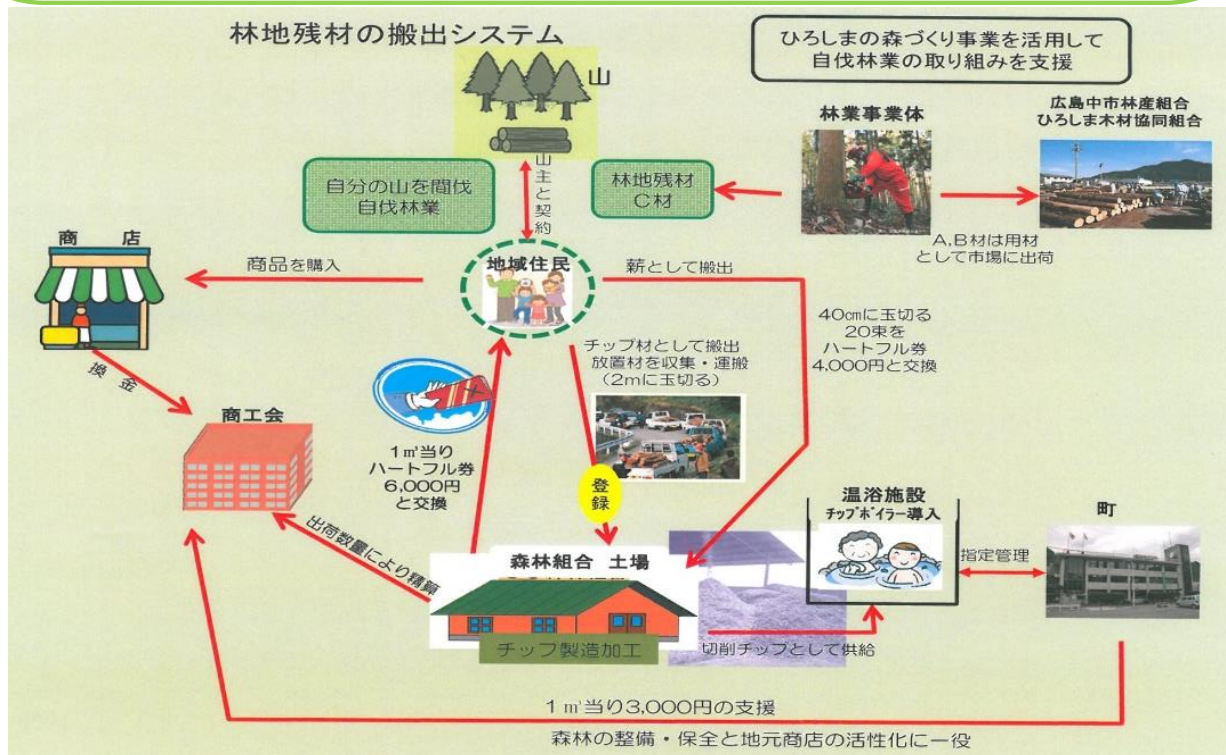
林地残材を薪として出荷された場合20束あたり4,000円のハートフル券で購入します。

## 搬出条件及び方法

この事業に参加するには太田川森林組合に登録が必要です。

- 条件
- ・個人登録が基本ですが自治会等の団体やグループでの登録も可能です
  - ・林地残材は2mに玉切りして、薪は40cmで四つ割（直径30cmで縛る。）にして出荷してください。
  - ・搬出する林地残材は、町内の山林で伐採された杉・桧に限ります。
  - ・自己所有でなくても委任を受けた山林からの搬出も可能です
  - ・軽トラックで搬出される場合には車検証を森林組合へ提出してください

方法 下記の林地残材の搬出システムを参照してください。



問い合わせ 安芸太田町産業振興課 0826-28-1973  
太田川森林組合 0826-28-2244

## 第27回総代会終わる

去る3月18日（土）戸河内ふれあいセンターメイプルホールにおいて総代各位の出席を得て総代会を開催しました。

提案させていただきました議案はすべて原案通り承認されました。平成29年度も大変厳しい状況ではありますが「切磋琢磨」して事業に取り組んでいきたいと思えます。

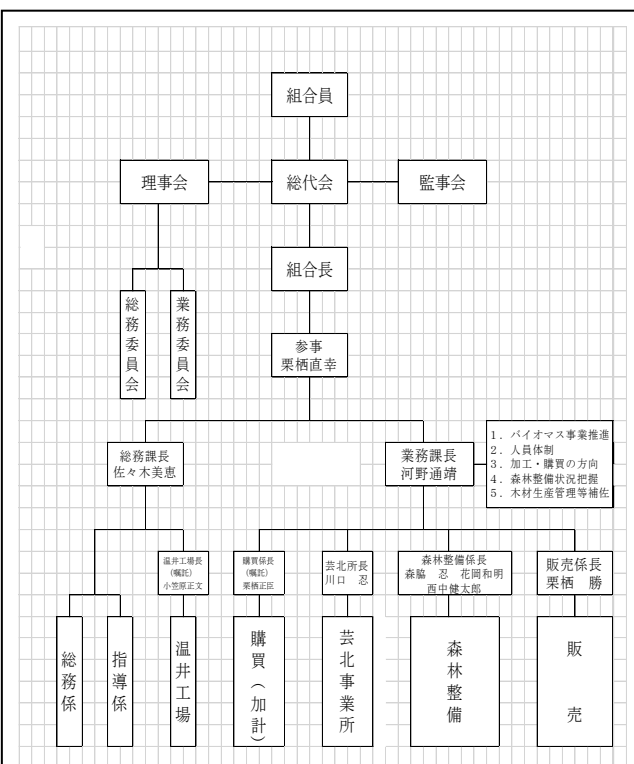
管内は総面積の88%を森林で占めており、そのうち人工林率が49%と県平均を上回っている状況です。こうした人工林資源が成熟していく中で効率的な間伐を実施していくことが喫緊の課題です。

間伐材の集荷体制を、本所を中間土場として活用し、仕分けした材を直送するなど木材の安定供給体制を構築するとともに、木質バイオマス事業（森林系バイオマスの収集・加工・販売）の事業展開を図って参ります

<市況速報>（輯29.3.21）広島県森林組合連合会三次共販所

<機構図>

樹種	長さ (m)	末口 (cm)	価格 m当 (円)		
			直材	小曲材	曲材
ヒノキ	6.0	14~16	13,000~25,000	12,000~18,000	12,000~15,000
		18~20	15,000~30,000	13,000~24,000	12,000~15,000
	4.0	8~13	8,000~9,500	6,000~7,400	5,500~7,400
		14~16	15,500	12,500	8,000~13,000
		18~22	14,700~15,300	13,500~14,300	12,700
		24~28	13,300~13,500	13,500	12,900
	3.0	8~13	8,000~9,500	6,000~7,000	6,000~7,000
		14~14	10,500~10,600	9,000	6,000~7,000
		16~16	16,500	11,800~12,000	10,200
		18~20	14,000	11,800~12,000	9,500~11,600
		22~28	13,000~14,300	13,000~13,800	11,000
	スギ	4.0	8~13	5,500~6,000	5,000~5,500
14~16			9,000	5,000~7,000	5,000~7,000
18~22			11,000~11,400	7,000~11,000	6,000~8,000
24~28			12,800~13,000	9,000~11,000	6,000~8,000
3.0		8~13	6,000	5,000	5,000
		14~16	6,500~10,000	5,000~7,000	5,500~6,500
		18~20	11,000	8,500	6,000~6,500
		22~28	10,500	7,500	6,000~6,500
マツ	5.0~6.0	18~22	12,000~25,000		8,000~20,000
		24~28	12,000~25,000		8,000~20,000
	4.0	3~13	8,000~15,000		7,000~10,000
		14~16	9,500~		7,000~10,000
		18~22	9,000~15,000		7,000~14,000
		24~28	9,500~20,000		7,000~16,000
	3.0	3~13	8,000~15,000		7,000~11,000
		14~16	8,000~12,000		7,000~9,000
		18~22	8,000~13,000		7,000~9,000
		24~28	10,000~18,000		7,000~12,000
	2.0	14~22	6,000~9,000		6,000~8,000
		24~30	6,000~10,000		6,000~8,000



<編集後記>

今年度も2020 広島県農林水産業チャレンジプランによる広島県の林業の目指す姿の実現に向けて、組合員の皆様に「森林プラン」を提示し、理解を得ながら利用間伐等の事業を進めていきたいと思えます。太田川材の利用を官民一体となって機会あるごとPRして拡大を図っていききたいと思えます。また、自伐林家による林地残材の受入も行いますので、ご出荷のほどよろしくお願ひします。

代表理事組合長 佐々木 徹

## 問合せ先一覧

**太田川森林組合本所**

〒731-3664 安芸太田町大字上殿261 TEL0826-28-2244 FAX 0826-28-2041  
e-mail otagawa@mocha.ocn.ne.jp

**太田川森林組合加計事業所**

〒731-3501 安芸太田町大字加計 3274-1 TEL0826-22-0100 FAX 0826-22-0182

**太田川森林組合芸北事業所**

〒731-2323 北広島町川小田 311 TEL0826-35-0572 FAX 0826-35-0484

**太田川森林組合温井工場**

〒731-3501 安芸太田町大字加計 4568 TEL0826-22-1559 FAX 0826-22-1559